

発鳥監第95号
令和2年1月21日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市監査委員 湯口一文
同 浜橋正教
同 上田孝春

定期監査報告書について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項により監査の結果に関する報告書を提出します。

目 次

◎定期監査報告書（3）	39	
企画推進部	政策企画課（創生戦略室）	41
同	秘書課（広報室）	44
同	文化交流課	46
同	情報政策課	50
税 務 局	市民税課	53
同	固定資産税課	62
同	徴収課	67
同	債権管理課	71

- (注) 1 文・表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。

令和元年度定期監査報告書（3）

第1 監査の対象

1. 対象部局

企画推進部	政策企画課（創生戦略室）
同	秘書課（広報室）
同	文化交流課
同	情報政策課
税 務 局	市民税課
同	固定資産税課
同	徴収課
同	債権管理課

2. 対象期間

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

○前回の監査対象期間

- ・税務局及び情報政策課・・・・・・・・平成29年4月1日から同年7月31日まで
- ・企画推進部(情報政策課を除く)・・・・・・・・平成29年4月1日から同年11月30日まで

第2 監査の実施

1. 実施期間 令和元年12月5日から令和2年1月16日まで
2. 聴取日 令和2年1月16日

第3 監査の方法等

本監査は、監査対象部署から関係書類の提出を求め、これを通査するとともに、重点項目を設定し、関係書類の確認並びに事情聴取を行う等の方法により実施した。

第4 監査の結果

1. 結果

監査の結果は、おおむね適正に処理されていることを認めた。

指摘事項は後述のとおりであり、今後の改善を求めるものである。

なお、地方自治法第2条第14項及び15項に示す観点においても、特段不合理なものは見られなかった。

また、事務上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、またはその都度、関係者に対し指示・注意を行ったので記述は省略した。

〔指摘事項〕

(秘書課 (広報室))

1 鳥取駅前地下道広告掲出に関する契約書について (契約)

契約書には、広告掲出料は別紙の明細金額とし、鳥取市の発行する納入通知書により支払うものがあり、また別紙の明細は、新規及び解約があった場合はその都度更新するものとある。

今年度、広告掲載の新規申し込みが年度中途であったが、変更契約の締結などにより契約書を更新することなく明細金額を変更し、納入通知書を発行していた。

別紙明細の更新については、契約書に規定されていることである。明細金額を変更する際には変更契約を締結するなど、事務手続きを改められたい。

(情報政策課)

2 予算執行に係る事前審査について (支出)

予算執行に係る書類の事前審査制度において、出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象に該当する委託料について、契約締結日等から2週間～2か月程度を経過して支出負担行為書伺が出納室に届けられたものが複数みられた。

契約の始期等からこのような長期間経過している案件を、契約日当初に遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。

◆政策企画課（創生戦略室含む）

当該は、課長以下8人（うち派遣1人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・室長・ 参事・課長補佐	係長・企画員	職 員	
課 長 課 長 補 佐	企 画 調 整 係 長 (本務課長補佐)	主 任 2人	○総合的な政策調整、新規の戦略的施策に関する事 （国、県等の情報収集・分析を含む） ○地域活性化協議会に関する事 ○若者定住促進組織に関する事 ○国県・政党要望、市長会要望に関する事 ○公立鳥取環境大学に関する事 ○市政懇話会に関する事 ○中核市「鳥取市」市政推進統括本部に関する事 ○本庁舎跡地等利活用に関する事
	広 域 連 携 係 長	主 任 1人	○連携中枢都市圏に関する事 ○東部広域行政管理組合に関する事 ○麒麟のまち創生戦略会議に関する事 ○若者定住促進事業に関する事 ○エリア（シティ）セールスの総括に関する事
創 生 戦 略 室 長 (本務課長)	企 画 員 1人		○総合計画、総合戦略の総括に関する事 ○賑わいのある「すごい！鳥取市」創生本部に関する事 ○実施計画の進行管理の公表に関する事
(派 遣) 参 事 1人			公立大学法人公立鳥取環境大学事務局次長

○前回監査以降の体制の異動

H29年度	⇒	R1年度	1人減
●政策企画課 9人（課長含む）		●政策企画課 8人（同左）	
企画調整係 6人	→	企画調整係 3人	
		広域連携係（新設）2人	
創生戦略室 1人	→	創生戦略室 1人	
環境大学派遣 1人	→	環境大学派遣 1人	

今回の監査は、事務分掌のうち主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	125,012	147,868	0	147,868	0	地方創生推進交付金
県支出金	県補助金	総務費県補助金	3,271	0	0	0	-	鳥取県若者地域定着促進事業費補助金
	交付金	総務費交付金	2,205	0	0	0	-	市町村創生交付金
財産収入	財産売却収入	出資金払戻収入	0	900	900	0	100	鳥取県私学振興会出資金払戻収入
計			130,488	148,768	900	147,868	0.6	

歳入予算執行について、一部抽出し、関係書類等により確認した状況は、以下のとおり。

- ・総務費国庫補助金 5件
- ・出資金払戻金収入 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総務費	総務管理費	企画費	614,232	598,647	356,907	97.5	58.1	若者定住促進事業費、総合計画策定事業費、シティセールス推進事業費、東部広域行政管理組合運営費負担金、鳥取環境大学運営費交付金等
計			614,232	598,647	356,907	97.5	58.1	

歳出予算執行について、一部抽出し、関係書類等により確認した状況は、以下のとおり。

- ・報酬 2件
- ・報償費 2件
- ・旅費 3件
- ・委託料 4件
- ・負担金、補助及び交付金 5件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 普通財産の貸付

普通財産の貸付について、契約書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆秘書課（広報室含む）

当課は、課長以下11人（うち嘱託2人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・室長・課長補佐	企 画 員	職 員	
課 長 補 佐	企画員 1人	主 任 1人	○市長及び副市長の秘書に関すること ○市政顧問会に関すること ○政策調整に関すること ○渉外儀礼等に関すること
広 報 室 長	企画員 1人	主 任 1人 主 事 2人 嘱 託 2人	○知名度アップ事業に関すること ○市報等に関すること ○ホームページに関すること ○報道機関との連絡調整に関すること ○記者会見に関すること ○各メディアによる広報・情報提供に関する こと

○前回監査以降の体制の異動

- ・課員2人減
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、事務分掌のうち主として、予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
県支出金	委託金	総務費 委託金	5,976	2,644	2,644	0	100	県政だより等配布費
諸収入	雑入	雑入	941	329	128	201	38.9	広告料収入等
計			6,917	2,973	2,772	201	93.2	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・総務費委託金 2件
- ・雑入 2件 うち、指摘番号1にかかる事項1件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執 行 率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総務費	総管理費	一 般 費 管 理 費	13,850	8,686	5,452	62.7	39.4	市政推進費、市長 会分担金等
		文 書 費 広 報 費	142,657	73,922	38,557	51.8	27.0	市政広報費等
計			156,507	82,608	44,009	52.8	28.1	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は、以下のとおり。

- ・ 旅 費 7 件
- ・ 交際費 2 件
- ・ 需用費 1 件
- ・ 役務費 6 件
- ・ 委託料 7 件
- ・ 使用料及び賃借料 4 件
- ・ 備品購入費 4 件
- ・ 負担金、補助及び交付金 2 件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆文化交流課（国際交流プラザ含む）

当該は、課長以下12人（うち嘱託5人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・課長補佐	係 長	職 員	
課 長 補 佐	文化芸術係長 (本務課長補佐)	主 任 1人 主 事 2人	○文化芸術施策の企画・推進に関すること ○各文化団体への補助金交付支援に関すること ○市民美術展に関すること ○伝統文化に関すること ○芸術鑑賞機会の提供に関すること ○文化施設の維持管理に関すること ○日本遺産登録推進に関すること
	都市交流係長	嘱 託 3人	○国際交流指針の推進に関すること ○在住外国人支援施策に関すること ○姉妹都市交流に関すること ○国際・国内交流に関すること ○国際交流員に関すること

(国際交流プラザ)

所 長 (本務文化交流課長) 副 所 長		嘱 託 2人	○国際交流プラザの運営に関すること ○学習・交流センター鳥取の施設管理に関すること ○国際交流に関する情報収集・提供に関すること ○国際交流活動・留学生等在住外国人の支援に関すること
----------------------------	--	--------	--

○前回監査以降の体制の異動

・なし

今回の監査は、事務分掌のうち主として、予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	委託金	総務料	1,734	660	660	0	100	おもちゃ館使用料等
		教 育 料	3	3	3	0	100	電柱等使用料
県支出金	県補助金	総務費 県補助金	1,200	175	0	175	0	アートスタート活動支援事業補助金等
	交付金	総務費 交付金	5,504	0	0	0	-	市町村創生交付金
財産収入	財産運用 収 入	利子及び 配 当 金	49	0	0	0	-	人づくり・まちづくり基金積立金 利子
繰入金	繰入金	基 金 繰 入 金	49	0	0	0	-	人づくり・まちづくり基金繰入金
諸 収 入	貸付金 元利収入	麒麟のまち 日本遺産魅力発信推進 事業貸付金 元 利 収 入	24,600	0	0	0	-	
	雑 入	雑 入	2,729	2,611	2,611	0	100	鳥取世界おもちゃ館委託料返納金
計			35,868	3,449	3,274	175	94.9	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・総務使用料 1件
- ・総務費県補助金 1件
- ・雑入 1件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総務費	総務管理費	企画費	127,831	116,499	59,443	91.1	46.5	鳥取世界おもちゃ館施設管理料等
教育費	社会教育費	社会教育費	1,256	1,054	1,054	83.9	83.9	事務費
		文化振興費	67,554	45,396	41,417	67.2	61.3	文化芸術推進事業補助金等
		市民会館管理費	45,512	43,691	25,169	96.0	55.3	市民会館施設管理費
計			242,153	206,640	127,083	85.3	52.5	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・旅 費 4 件
- ・需用費 2 件
- ・委託料 8 件
- ・使用料及び賃借料 2 件
- ・備品購入費 2 件
- ・負担金、補助及び交付金 8 件

(国際交流プラザ)

(1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	91	48	48	0	100	学習・交流センター使用料
諸収入	雑入	雑入	40	14	14	0	100	光熱水費負担金
計			131	62	62	0	100	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・総務使用料 1 件
- ・雑入 1 件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執 行 率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総務費	総務管理費	企画費	15,914	9,783	6,763	61.5	42.5	国際交流プラザ管理運営費等

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・報償費 3件
- ・需用費 2件
- ・委託料 3件
- ・使用料及び賃借料 2件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆情報政策課

当課は、課長以下9人で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・課長補佐	係長・企画員	職 員	
課 長 補 佐	情報政策係長 (本務課長補佐)	主 任 2人 主 事 1人	○情報化施策の総括管理に関すること ○鳥取市情報化推進方針に関すること ○地域情報系システムの導入企画・運用に関すること ○ICTを活用した業務改善に関すること ○CATV事業、電気通信事業に関すること ○有線テレビジョン放送施設に関すること ○移動通信用鉄塔施設に関すること ○電子自治体に関すること ○新本庁舎コミュニティスタジオに関すること
	情報システム係長 企画員 1人	主 事 2人	○電子計算組織の総括管理に関すること ○情報セキュリティに関すること ○鳥取市イントラネット及び鳥取情報ハイウェイに関すること ○住民情報系、内部情報系システムの管理等に関すること ○端末機器等の調達及び管理に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・平成31年4月の組織改編に伴い総務部総務調整局から企画推進部へ移管
- ・新たな業務：新本庁舎コミュニティスタジオに関すること

今回の監査は、事務分掌のうち、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
国 庫 支 出 金	国 庫 補 助 金	総 務 費	(72,558)	(72,558)	(0)	(72,558)	(0)	社会保障・税番号 制度に係るシステム 整備費補助金等
		国庫補助金	72,558	72,558	0	72,558	0	
		民 生 費 国庫補助金	3,034	0	0	0	-	
財産収入	財産運用 収 入	利 子 及 び 配 当 金	655	778	778	0	100	日本海テレビ配当 金等
諸収入	雑 入	雑 入	74,815	599	0	599	0	C A T V施設使用 料等
市 債	市 債	総 務 債	3,100	0	0	0	-	地域情報通信基盤 整備事業債
計			(72,558) 154,162	(72,558) 73,935	(0) 778	(72,558) 73,157	(0) 1.1	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・財産運用収入 1件
- ・雑 入 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執 行 率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総 務 費	総 務 費 管 理 費	企 画 費	(133,812)	(0)	(0)	(0)	(0)	有線テレビジョン 放送施設管理費等
		301,757	94,597	35,883	31.3	11.9		
		電 算 費 処 理 費	704,475	621,815	262,370	88.3	37.2	
計			(133,812) 1,006,232	(0) 716,411	(0) 298,253	(0) 71.2	(0) 29.6	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・旅 費 2件
- ・需用費 2件
- ・役務費 2件
- ・委託料 23件 うち、指摘番号1にかかる事項4件
- ・使用料及び賃借料 21件

- ・工事請負費 2件
- ・負担金、補助及び交付金 3件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手等と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆市民税課

当課は、26人（うち嘱託3人）で構成している。組織及び事務分掌は、次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・課長補佐	係長・主幹	職 員	
課 長 (本務局長) 課長補佐	税制係長 (本務課長補佐) 主幹 1人	主任 2人 主事 3人 嘱託 3人	○市税調定の総括に関する事 ○たばこ税及び入湯税の賦課に関する事 ○法人市民税の賦課に関する事 ○軽自動車税の賦課に関する事 ○税証明に関する事 ○市固定資産評価審査委員会に関する事
	市民税第一係長	主任 2人 主事 3人	○個人住民税の賦課及び特別徴収に関する事 ○住民登録外課税に関する事 ○e L T A Xに関する事 ○電算業務に関する事
	市民税第二係長 主幹 1人	主任 3人 主事 4人	○国税との連絡調整に関する事 ○支所との連絡調整に関する事 ○個人住民税の申告に関する事 ○個人住民税の賦課に関する事

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員1人減
- ・ふるさと納税に係る業務を資産活用推進室へ移管

今回の監査は、事務分掌のうち主として予算執行事務、市税賦課事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
使用料及 び手数料	手 数 料	総 務 手 数 料	1,500	830	797	33	96.0	自動車臨時運行許可手数料
県支出金	交 付 金	総 務 費 交 付 金	271,000	0	0	0	-	徴税費交付金
諸 収 入	雑 入	雑 入	13,473	97	97	0	100	納税通知書送付用 広告掲載料
計			285,973	927	894	33	96.4	

※当課所管の市税調定（賦課）の状況は「2 市税賦課事務」で詳述。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・総務手数料 1件
- ・雑入 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執 行 率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総 務 費	総 務 管 理 費	財 産 管 理 費	122	3	0	2.5	0	局統括経費
	徴 税 費	税 務 費	608,717	296,978	296,785	48.8	48.8	職員費、負担金、 固定資産評価審査 委員会経費等
		賦 課 費	徴 収 費	53,800	27,460	24,911	51.0	46.3
計			662,639	324,441	321,696	49.0	48.5	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・旅 費 5件
- ・需用費 3件
- ・役務費 1件
- ・委託料 6件
- ・使用料及び賃借料 2件
- ・備品購入費 1件
- ・負担金、補助及び交付金 3件

2 市税賦課事務

(1) 市民税（個人、法人）

ア 納税義務者の把握

納税義務者は、鳥取市税条例（以下「条例」という。）第16条に規定されている。

個人市民税の納税義務者は、住民基本台帳をもとに市民税課税台帳（データ）を作成して把握していた。

また、未申告者等については、前年度申告をもとに調査し把握に努めるとともに、申告相談等に応じていた。

法人については、前年度の申告をもとに国税等の関係機関と連携を図り、把握に努めていた。

イ 所得の把握

所得の把握は条例第29条の2の規定に基づいて行っている。

給与所得及び公的年金等については、地方税法第317条の6の規定に基づき提出される給与支払報告書及び公的年金等支払報告書により把握していた。

また、それ以外の所得については、申告書により把握していた。

申告書の未提出者や、給与支払報告書未提出事業所については、前年度の申告等をもとに調査を行い、電話や文書等により指導を行っていた。

ウ 課税の状況

納税通知書・課税台帳の作成及び修正等の賦課事務については、課税資料管理システム及び賦課システムなどを運用し事務が行われていた。

(ア) 個人市民税の課税状況

均 等 割 課 税 状 況

(単位：人・千円・%)

区 分	元 年 度		30 年 度		増 減			
	人 数	調定額	人 数	調定額	人 数	率	調定額	率
均等割のみの者	7,703	26,961	7,619	26,667	84	1.1	294	1.1
上記以外の者	82,998	8,186,776	82,525	8,163,826	473	0.6	22,950	0.3
計	90,701	8,213,737	90,144	8,190,493	557	0.6	23,244	0.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。（基準日：7月1日）

所得割課税状況

(単位：人・千円・%)

区 分	元 年 度	30 年 度	増 減	増 減 率
納 税 義 務 者 数	82,998	82,525	473	0.6
総 所 得 金 額	226,944,295	223,926,973	3,017,322	1.3
所 得 控 除 額	89,755,883	88,320,478	1,435,405	1.6
課 税 標 準 額	140,795,124	140,482,763	312,361	0.2
算 出 税 額	8,338,422	8,282,441	55,981	0.7
税 額 控 除 額	425,338	381,545	43,793	11.5
税 額 調 整 額	2,347	2,309	38	1.6
配当割額及び株式等譲渡 所得割額の控除額	14,454	23,598	△ 9,144	△ 38.7
減 免 税 額	53	62	△ 9	△ 14.5
所得割額（調定額）	7,896,230	7,874,927	21,303	0.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。（基準日：7月1日）

所得区分別総所得金額

(単位：人・千円・%)

区 分	元 年 度			30 年 度			増 減			
	納 税 義 務 者	総所得金額等	構成比	納 税 義 務 者	総所得金額等	構成比	納 税 義 務 者	率	総所得金額等	率
給与所得	67,530	192,699,249	84.9	66,751	188,722,737	84.3	779	1.2	3,976,512	2.1
営業所得	2,846	9,818,263	4.3	2,888	9,949,705	4.4	△ 42	△ 1.5	△ 131,442	△ 1.3
農業所得	219	570,430	0.3	240	666,361	0.3	△ 21	△ 8.8	△ 95,931	△ 14.4
その他の 所 得	11,598	20,420,707	9.0	11,738	20,629,099	9.2	△ 140	△ 1.2	△ 208,392	△ 1.0
分離譲渡 所 得	805	3,435,646	1.5	908	3,959,071	1.8	△ 103	△ 11.3	△ 523,425	△ 13.2
計	82,998	226,944,295	100	82,525	223,926,973	100	473	0.6	3,017,322	1.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。（基準日：7月1日）

徴収区分別課税状況

(単位：人・千円・%)

区分		特別徴収義務者 (事業所)	納税義務者		調定額			
			人数	構成比	均等割額	所得割額	計	構成比
元 年 度	普通徴収	-	12,939	14.3	56,381	1,177,591	1,233,972	15.0
	特別徴収	5,706	77,762	85.7	261,073	6,718,692	6,979,765	85.0
	計	5,706	90,701	100	317,454	7,896,283	8,213,737	100
30 年 度	普通徴収	-	13,692	15.2	58,475	1,253,325	1,311,800	16.0
	特別徴収	5,697	76,452	84.8	257,029	6,621,664	6,878,693	84.0
	計	5,697	90,144	100	315,504	7,874,989	8,190,493	100
増 減	普通徴収	-	△ 753	増 △ 5.5	△ 2,094	△ 75,734	△ 77,828	増 △ 5.9
	特別徴収	9	1,310	減 1.7	4,044	97,028	101,072	減 1.5
	計	9	557	率 0.6	1,950	21,294	23,244	率 0.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日：7月1日)

(イ) 法人市民税の課税状況

法人市民税の課税状況

(単位：件・千円・%)

区 分		現 年 度				過 年 度			
		均 等 割		法 人 税 割		均 等 割		法 人 税 割	
		件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
元 年 度	4月	656	19,860	127	23,636	71	13,893	74	19,108
	5月	1,179	84,982	503	151,031	11	639	73	3,424
	6月	689	119,258	400	273,704	10	676	90	1,568
	7月	546	77,492	260	149,659	3	199	45	752
	8月	556	44,460	275	104,209	14	785	27	3,588
	9月	359	25,067	168	43,135	11	644	23	△ 873
	計	3,985	371,119	1,733	745,374	120	16,836	332	27,567
30年度		3,976	372,605	1,802	842,784	137	16,418	311	46,125
増 減		9	△ 1,486	△ 69	△ 97,410	△ 17	418	21	△ 18,558
増減率		0.2	△ 0.4	△ 3.8	△ 11.6	△ 12.4	2.5	6.8	△ 40.2

(各年度9月末日現在)

エ 関係機関との連携の状況

確定申告の会場を税務署と同一会場にし、納税者の利便性を高めていた。また、賦課事務に係る情報の交換を行っていた。

オ 減免等の状況

個人市民税は、条例第33条の10第1項第1号の規定に基づき、12件476千円が減免されていた。(9月末日現在)

また、法人市民税は、条例第25条の規定に基づき、認可地縁団体188件11,095千円が課税免除、条例第33条の10第1項第4号及び第5号の規定に基づき、特定非営利活動法人等189件10,695千円が減免されていた。(9月末日現在)

市民税の減免等について、一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(2) 軽自動車税

ア 納税義務者の把握

軽自動車税の納税義務者は、条例第69条に規定されている。

申告等について、一部抽出し、関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

イ 課税の状況

		区 分		税額	台数	調定額		
元 年 度	原動機付 自 転 車	第1種	50ccまで	2,000	4,571	9,142,000		
		第2種(乙)	51cc～90ccまで	2,000	518	1,036,000		
		第2種(甲)	91cc～125ccまで	2,400	852	2,044,800		
		ミニカー		3,700	134	495,800		
		計		-	6,075	12,718,600		
	軽自動車	二輪車 (125cc～250ccまで)		3,600	1,323	4,762,800		
		雪上を走行するもの		3,600	0	0		
		軽三輪車	旧税率		3,100	0	0	
			新税率		3,900	0	0	
			重課税		4,600	1	4,600	
			軽課税 (1/4)		1,000	0	0	
			軽課税 (2/4)		2,000	0	0	
			軽課税 (3/4)		3,000	0	0	
		四輪車	貨物用	自家用	旧税率	4,000	8,090	32,360,000
					新税率	5,000	3,865	19,325,000
					重課税	6,000	5,951	35,706,000
					軽課税(1/4)	1,300	1	1,300
					軽課税(2/4)	2,500	0	0
					軽課税(3/4)	3,800	98	372,400
				営業用	旧税率	3,000	172	516,000
					新税率	3,800	105	399,000
					重課税	4,500	94	423,000
					軽課税(1/4)	1,000	0	0
					軽課税(2/4)	1,900	0	0
					軽課税(3/4)	2,900	3	8,700
			乗用	自家用	旧税率	7,200	27,752	199,814,400
					新税率	10,800	10,417	112,503,600
					重課税	12,900	9,876	127,400,400
					軽課税(1/4)	2,700	0	0
					軽課税(2/4)	5,400	459	2,478,600
					軽課税(3/4)	8,100	1,675	13,567,500
				営業用	旧税率	5,500	3	16,500
新税率	6,900				2	13,800		
重課税	8,200				0	0		
軽課税(1/4)	1,800				0	0		
軽課税(2/4)	3,500				0	0		
軽課税(3/4)	5,200				0	0		
小型特殊自動車		農耕用	2,400	4,391	10,538,400			
		特殊作業用	5,900	516	3,044,400			
計		-	74,794	563,256,400				
小型自動二輪 (251cc以上)		6,000	1,710	10,260,000				
合 計		-	82,579	586,235,000				
30 年 度		-	82,956	572,733,100				
増 減		-	△ 377	13,501,900				
増 減 率		-	△ 0.5	2.4				

(各年度9月末日現在)

ウ 減免等の状況

条例第70条の規定に基づき商品用のもの779台6,481千円が課税免除、条例第78条第1項の規定に基づき公益のために使用するもの323台2,491千円、条例第79条第1項の規定に基づき身体障害者等に対するもの904台7,966千円が減免されていた。(9月末日現在)

軽自動車税の減免等について、一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

エ 標識の交付等

新たに原動機付き自転車及び小型特殊自動車の所有者等となったものは、条例第80条の規定に基づき、市から標識の交付を受けることになっている。

標識の交付、返納等の事務処理について、一部抽出し、関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(3) 市たばこ税

市たばこ税は、条例第81条の2及び86条の規定に基づき、納税義務者が毎月申告納付している。申告等について、一部抽出し、関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

ア 課税の状況

(単位：本・円・%)

区 分	元 年 度			30 年 度	増 減	増 減 率
	課税標準 (売渡し本数)	税 率	調 定 額	調 定 額		
旧3級品以外	109,148,279	1,000本につき 5,692円	621,271,996	604,601,418	16,670,578	2.8
旧 3 級 品	4,975,140	1,000本につき 4,000円	19,900,560	22,309,339	△ 2,408,779	△ 10.8
旧 3 級 品 (手持品課税)	0	1,000本につき 645円	0	219,599	△ 219,599	△ 100
計	114,123,419	-	641,172,556	627,130,356	14,042,200	2.2

(各年度9月末日現在)

(4) 入湯税

入湯税は、条例第142条の規定に基づき特別徴収義務者が申告納付している。

申告等について、一部抽出し、関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

ア 課税の状況

区 分	元 年 度				30年度	増減額 (円)	増減率 (%)
	件数 (件)	課税標準 (人)	税率 (円)	調定額 (円)	調定額 (円)		
鳥 取 温 泉	7	48,558	150	7,283,700	7,006,650	277,050	4.0
吉岡温泉旅館組合	11	11,061	150	1,659,150	1,469,400	189,750	12.9
吉 岡 温 泉	4	2,908	150	436,200	503,550	△ 67,350	△ 13.4
浜 村 温 泉	2	7,673	150	1,150,950	1,128,450	22,500	2.0
鹿 野 温 泉	2	7,355	150	1,103,250	1,179,750	△ 76,500	△ 6.5
計	26	77,555	-	11,633,250	11,287,800	345,450	3.1

(各年度9月末日現在)

3 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、適正に管理されていた。

◆固定資産税課

当課は、課長以下30人（うち嘱託2人）で構成している。組織及び主な事務分掌は、次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・課長補佐	主査・係長・主幹	職 員	
課 長 補 佐	償却資産係長 (本務課長補佐)	主 任 2人 主 事 2人	<ul style="list-style-type: none"> ○課内庶務・予算経理・決算に関すること ○償却資産の申告及び調査に関すること ○調定、課税免除及び減免に関すること ○納税義務者等の調査・把握に関すること ○資産照会、縦覧に関すること ○電算総括に関すること ○納税通知書の送付に関すること ○過誤納金補填金・口座振替に関すること
	土地係長 主 幹 2人	主 任 2人 主 事 5人 嘱 託 1人	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の評価及び評価システムに関すること ○都市計画税の課税に関すること ○仮評価証明に関すること ○土地現況調査に関すること ○納税義務者、土地異動の把握に関すること ○情報管理システムに関すること ○過誤納金・補填金事務に関すること ○法務局との連絡調整に関すること
	主査兼家屋係長 主 幹 1人	主 任 5人 主 事 5人 嘱 託 1人	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋評価及び賦課に関すること ○家屋の仮評価に関すること ○納税義務者、家屋異動の把握に関すること ○家屋課税資料の入手に関すること ○家屋評価システムに関すること ○県税局との連絡調整等に関すること

○前回監査以降の体制の異動なし

今回の監査は、事務分掌のうち、主として予算執行事務、市税賦課事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
諸収入	雑入	雑入	507	2	2	0	100	公図コピー代

※当課所管の市税調定（賦課）の状況は「2 市税賦課事務」で詳述。

歳入予算執行について関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・雑入 56件（固定資産（土地）課税に伴う図面の写し交付手数料（4月～9月分））

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総務費	徴税費	賦課徴収費	94,556	75,254	8,849	79.6	9.4	機器保守・リース料、業務委託費等

歳出予算執行について関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・旅費 5件
- ・需用費 4件
- ・委託料 6件
- ・使用料及び賃借料 1件
- ・備品購入費 1件
- ・負担金、補助及び交付金 4件
- ・償還金、利子及び割引料 1件

2 市税の賦課事務

(1) 固定資産税

ア 納税義務者の把握

- ・土地、家屋については、課税台帳兼名寄帳に登録される者をもって納税義務者としていた。
- ・納税義務者の把握については、現地巡回調査、法務局からの登記済通知書、建築確認等で確認作業を行っていた。なお、未登記家屋については、家屋所有申告書の提出で納税義務者の把握をしていた。
- ・償却資産については、地方税法（以下「法」という。）第383条の規定に基づき、申告される者をもって納税義務者としていた。
- ・申告以外の把握については、市民税課に提出される法人異動の届、保健所等の関係機関等から新規開業情報、税務署での閲覧、現地調査等で確認作業を行っていた。

イ 固定資産課税台帳等の整備（電磁的記録をもって台帳整備）

（ア）固定資産課税台帳、課税補充台帳兼名寄帳

- ・ 法第381条の規定に基づき、土地課税台帳、家屋課税台帳及び土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳を課税台帳兼名寄帳として備え付け、同条に規定する事項を登録整備していた。

（イ）家屋見取図、地籍図等

- ・ 法第380条第3項の規定に基づくその他固定資産の評価に必要な資料として、家屋見取図、地籍図等を備え、法務局からの報告及び現地調査等により記録整備していた。

（ウ）償却資産課税台帳

- ・ 法第381条に規定する事項を申告等に基づき登録整備していた。

（エ）法第382条による法務局からの通知状況は、次表のとおり。

土地の異動等による登記済処理の状況

（単位：件）

区分	所有権 移転	保存	表示 変更	登記 抹消	地目 変更	分筆	合筆	地籍 更正	その他	合計	月平均
29年	12,490	91	49	4	729	1,962	437	107	35	15,904	1,325
30年	12,630	136	50	0	682	2,366	387	56	40	16,347	1,362

（各年度末現在）

家屋の異動等による登記済処理の状況

（単位：件）

区分	所有権 移転	表示	表示変更	保存	滅失	登記抹消	分棟	合棟	合計	月平均
29年	2,383	968	719	817	571	9	0	0	5,467	456
30年	2,231	1,002	884	974	716	23	0	0	5,830	486

（各年度末現在）

ウ 課税の状況

- ・ 固定資産課税台帳に登録された価格を基準にして賦課していた。
- ・ 課税の計算業務については、賦課システムなどを運用し事務が行われていた。
- ・ 新增築家屋のデータや土地の単価等は、バッチ処理を行っているものがあった。
- ・ 登記異動、県税評価分家屋の価格等は、手入力していた。
- ・ 現年度調定の状況は、次表のとおり。

課税区分別の納税義務者数及び調定状況

(単位：人・千円)

区分	令和元年度		30年度		29年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	56,571	3,751,758	56,448	3,765,348	56,045	3,803,157
家屋	60,219	5,340,820	59,937	5,193,069	59,726	5,278,367
償却資産	2,073	1,882,440	1,981	1,829,419	1,925	1,646,466
計	(76,717)		(76,585)		(76,500)	
	118,863	10,975,018	118,366	10,787,837	117,696	10,727,990

※納税義務者数の（ ）内の数値は、実人数である。

(各年度9月末日現在)

エ 減免の状況

- ・法第367条の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を調査し減免を行っていた。
- ・監査対象期間中の減免は、470件、23,837千円であった。
- ・固定資産税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定何等関係書類を確認したところ、適正に処理されていた。

(2) 都市計画税

ア 課税の状況

- ・都市計画税については、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して、課税台帳兼名寄帳に登録されたものを基準に賦課していた。
- ・現年度調定の状況は、次表のとおりである。

都市計画税に係る納税義務者数及び調定状況

(単位：人・千円)

区分	令和元年度		30年度		29年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	36,550	255,801	36,384	256,384	35,939	258,304
家屋	38,072	281,140	37,757	273,255	37,495	274,104
計	(47,468)		(47,302)		(47,162)	
	74,622	536,941	74,141	529,639	73,434	532,407

※納税義務者数の（ ）内の数値は、実人数である。

(各年度9月末日現在)

イ 減免の状況

- ・ 監査対象期間中の減免は、221件、1,318千円であった。
- ・ 都市計画税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を確認したところ、適正に処理されていた。

3 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆徴収課

当課は、課長以下41人（うち兼務7人、嘱託8人）で構成している。組織及び事務分掌は、次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・参事・課長補佐	主査・係長・主幹	職 員	
課 長 参 事 1人 課 長 補 佐	管 理 係 長 (本務課長補佐)	主 任 1人 主 事 1人	○督促状・催告書の発送に関すること ○滞納整理の電算及び統計に関すること ○徴収日報に関すること ○滞納処分の執行停止に関すること ○各支所・関係各課との連絡、調整に関する こと
	徴収対策第一係長 (本務参事) 主 幹 2人 主幹(兼務) 2人	主 任 1人 主任(兼務) 2人 主 事 4人 主事(兼務) 3人	○滞納整理の進捗に係る指導・監督に関する こと ○市税・国保料（滞納繰越分）の徴収及び納 税指導・相談に関すること ○差押等滞納処分に関すること ○市税充当に関すること
	主 査 兼 徴収対策第二係長 主 幹 3人	主 任 2人 主 事 4人 嘱 託 4人	○滞納整理の進捗に係る指導・監督に関する こと ○市税・国保料（現年）の徴収及び納税指導・ 相談に関すること ○差押等滞納処分に関すること ○市税充当に関すること ○催告センターに関すること ○国保料の訪問徴収に関すること
	調 査 ・ 企 画 係 長	主 任 2人 主 事 1人 嘱 託 4人	○滞納整理及び債権整理に係る進捗管理に関 すること ○納税義務者の調査に関すること ○債権調査に関すること ○インターネット公売に関すること ○不服申立て及び犯則取締に関すること ○分納管理に関すること

○前回監査以降の体制の異動

・ 課員 1人減

今回の監査は、事務分掌のうち主として予算執行事務、未収金に対する取組状況、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
使用料及 び手数料	手 数 料	総務手数料	4,000	1,718	1,725	△ 7	100.4	督促手数料
諸 収 入	延滞金、 加算金 及び過料	延 滞 金	13,500	6,222	6,573	△ 351	105.6	延滞金
	雑 入	雑 入	0	2	2	0	100	インターネット公 売滞納処分費
計			17,500	7,940	8,298	△ 358	104.5	

※収入済額には、未還付過誤納金、科目振替前の県民税相当分を含む。

※督促手数料、延滞金とも市税にかかるもの。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・手数料 1 件
- ・延滞金、加算金及び過料 1 件
- ・雑入 1 件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行爲額 (B)	支出済額 (C)	執 行 率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総 務 費	徴 税 費	賦課徴収費	38,637	25,211	13,708	65.3	35.5	徴収事務費

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・報償費 1 件
- ・旅 費 4 件
- ・需用費 4 件
- ・役務費 2 件
- ・委託料 2 件
- ・使用料及び賃借料 1 件

2 未収金に対する取り組み状況

未収が生じた場合は地方税法等諸規程及び債権管理マニュアル等手順書に沿って処理することとしていた。

(1) 督促、催告

ア 督促

地方税法並びに国民健康保険法の規定に基づき、納期限後20日以内に督促処理していた。

イ 催告

督促後も未収の場合は、催告処理（納付勧奨）を実施することにより未収解消に努めており、鳥取市納付催告センター（民間委託）による電話催告と全未収納税義務者へ時期を決めて発する文書催告により行っていた。

○市税等の収入状況

市税（各種）及び国民健康保険料の調定額に対する収入済額、徴収率は次表のとおりである。

令和元年度税目別市税収入状況表

(単位：千円・%)

科 目	調定額	収入済額	収入率	(参考) 30年度収入率
市 民 税	9,721,452	5,015,520	51.6	52.1
1. 個 人	8,524,126	3,890,108	45.6	45.4
現年課税分	8,258,751	3,848,017	46.6	46.6
滞納繰越分	265,375	42,091	15.9	13.1
2. 法 人	1,197,326	1,125,412	94.0	95.6
現年課税分	1,160,895	1,121,506	96.6	97.7
滞納繰越分	36,431	3,906	10.7	10.9
固 定 資 産 税	11,405,905	7,879,432	69.1	68.9
現年課税分	10,975,018	7,710,488	70.3	70.4
滞納繰越分	304,410	42,467	14.0	13.4
交付金	126,477	126,477	100.0	100.0
軽 自 動 車 税	606,967	571,877	94.2	94.2
現年課税分	586,235	569,185	97.1	97.2
滞納繰越分	20,732	2,692	13.0	13.5
市 た ば こ 税	641,173	641,148	100.0	82.4
現年課税分	641,173	641,148	100.0	82.4
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	11,633	10,648	91.5	86.8
現年課税分	11,633	10,648	91.5	86.8
滞納繰越分	0	0	0	0
都 市 計 画 税	552,043	379,828	68.8	68.5
現年課税分	536,941	377,719	70.3	70.4
滞納繰越分	15,102	2,109	14.0	13.4
合 計	22,939,173	14,498,453	63.2	62.7
現年課税分計	22,297,123	14,405,188	64.6	64.3
滞納繰越分計	642,050	93,265	14.5	13.1

(いずれも9月末現在)

令和元年度国民健康保険収入状況表

(単位：千円・%)

科 目	調定額	収入済額	収入率	(参考) 30年度収入率
一 般 分	3,726,945,028	1,493,184,288	40.1	39.8
医療給付費分(現年)	2,185,167,745	961,568,524	44.0	44.1
医療給付費分(滞繰)	295,203,624	45,035,457	15.3	14.9
介護納付金分(現年)	266,611,955	108,357,320	40.6	40.4
介護納付金分(滞繰)	54,866,218	8,649,645	15.8	13.7
後期高齢者(現年)	818,560,334	353,301,476	43.2	43.4
後期高齢者(滞繰)	106,535,152	16,271,866	15.3	14.0
退 職 分	11,428,507	4,334,386	37.9	43.3
医療給付費分(現年)	4,834,094	2,248,685	46.5	47.7
医療給付費分(滞繰)	2,154,009	382,039	17.7	25.1
介護納付金分(現年)	1,193,997	571,125	47.8	48.2
介護納付金分(滞繰)	681,524	130,540	19.2	25.9
後期高齢者(現年)	1,810,575	865,157	47.8	48.4
後期高齢者(滞繰)	754,308	136,840	18.1	25.5
合 計	3,738,373,535	1,497,518,674	40.1	40.0
現年課税分計	3,278,178,700	1,426,912,287	43.5	43.7
滞納繰越分計	460,194,835	70,606,387	15.3	14.8

(いずれも9月末現在)

(2) 滞納処分等債権管理

ア 差押

催告等による納付勧奨後も未収の場合は、滞納処分を実施することとし、事前に財産調査により納税義務者の状況を把握した後、滞納処分方針を決めることとしていた。

滞納処分の方法は、主に差押、交付要求があり、それぞれ対応していた。

3 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、適正に管理されていた。

ウ 現 金

保管つり銭現金と日常の整理簿を突合したところ、適正に管理されていた。

◆債権管理課

当課は、課長以下21人（うち兼務7人、併任2人）で構成している。組織及び事務分掌は、次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・課長補佐	主査・係長・主幹	職 員	
課 課 長 補 佐	債 権 回 収 係 長 主 査 1 人 主 幹 (兼 務) 7 人 主 幹 (併 任) 2 人	主 任 1 人 主 事 2 人	○債権全体の現況の把握と分析に関すること ○債権管理方針に関すること ○徴収計画の進行管理に関すること ○債権管理部会に関すること ○強制徴収公債権に関すること ○私債権及び公債権に関すること ○債権調査に関すること ○配当要求等に関すること ○債権管理研修計画に関すること
	検 収 係 長 (本 務 課 長 補 佐) 主 幹 2 人	主 任 1 人 主 事 2 人	○市税・国保料の収納状況報告に関すること ○市税・国保料の検収、還付処理に関すること ○市税・国保料の口座振替に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・課員4人（兼務職員1人減、併任職員2人増含む）増
- ・新たな業務：住宅新築資金等貸付金の滞納整理事務を人権推進課より移管

今回の監査は、事務分掌のうち主として、予算執行事務、債権管理関連事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
諸 収 入	雑 入	雑 入	0	8	8	0	100	配当割株式譲渡所得割返還金

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・雑 入 1 件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担行為額 (B)	支出済額 (C)	執 行 率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
総 務 費	徴 税 費	賦課徴収費	129,897	97,695	88,271	75.2	68.0	債権管理事務費、 還付金

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は以下のとおり。

- ・ 旅 費 3 件
- ・ 需用費 3 件
- ・ 役務費 2 件
- ・ 委託料 1 件
- ・ 償還金、利子及び割引料 1 件

2 債権管理の取組み

鳥取市債権管理に関する条例等諸規程及び鳥取市債権管理方針、鳥取市債権管理に関するマニュアルに基づき債権管理に関する事務を執行し債権管理に努めていた。

(主な取り組み)

- ・ 債権管理職員研修会の開催
- ・ 鳥取市債権管理部会、同検討チーム会議の開催
- ・ 税外収入等他部署債権の徴収事務移管による債権管理
- ・ 各債権にかかる所管課のヒアリング等実施し、進行管理の徹底

3 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手、印紙

保管切手、印紙と受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。